

2024年 11月 19日

太田市教育委員会

教育長 恩田 由之 様

全群馬教職員組合 執行委員長 田中光則

全群馬教職員組合太田支部長 野村 和樹

2024年度 生活・教育要求書

太田市の教育の充実・発展、教職員の待遇・労働条件改善のために、日頃からご尽力
いただいておりますことに心から敬意を表します。

さて近年では、教職員の未配置が常態化し、長時間過密労働の解消も進んでいません。
労基法、限定4項目、労働安全衛生法、勤務時間条例等の法令を順守するとともに、教
職のサービス業化を止め、まずは教職員の人権を守ることが必須です。

文科省が言うように、「学校教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて
行われるもの」です。そのためには、教職員が人間らしい生活を送るための時間的余裕、
精神的余裕が必須です。教育現場の切実な下記要求事項についてご検討の上、文書で回
答されますようお願い申し上げます。

記

I 教職員の労働条件に関すること

- 1 小学校の人的配置を充実し、教員一人につき一日2時間以上の空きコマを確保でき
るようにすること。そのための人員配置を県教委に強く求めること。

県に要望していく

- 2 東京などでは明確に「専門家が行う」と示している発達検査を外部委託とすること。

協力に感謝している。過度な負担とならないようお願いしていく。教師の専門性を
高める効果もある。

市：「可能なら専門家の方が望ましい」「時間がかかる」「学校外に人がいない」

全：そう認めるなら、「教師の専門性を高める」という回答は削除すべき。

**※仕事は「協力に感謝する」などという曖昧で主観的なものではなく、「法令に基づ
いた職務命令」によって行うべきです。**

- 3 迷惑電話対策として、通話録音を告知するアナウンスを導入すること。

計画的に電話の交換を進めている。

- 4 過剰なクレームへの対策として、警察とも連携し、対応マニュアルを作成すること。

校長から相談があった場合には対応している。

**※全群教が弁護士を招いてやっている勉強会を、教委や管理職の研修としてやっても
らいたいものです。**

- 5 計画訪問を大幅に削減すること。特に、教員不足などの困難な状況に直面している学校について十分配慮すること。

教員の指導力向上に役立つ。アンケートでは学校現場からも高い評価を得ている。

※教委がアンケートを取れば、そう答えます。

- 6 ICT 機器の使用については各教員の判断によって、必要に応じて使えばよいことを周知し、機器の使用自体が目的化しないよう指導すること。

使用自体が目的とならないよう留意する。

全：「使用自体が目的とならない」ことは県教委とも合意している。しかし、学校訪問における確認事項で「小学校における ICT 活用の頻度が減少傾向にあります。ICT の特性・強みを生かした授業の促進に努めましょう」とある。これは使用の目的化に他ならない。

※教育長名で「ICT 授業の促進に努めましょう」と出されています。

- 7 全国学力テストへの参加をやめること。

教育施策の成果と課題の検証、各学校の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的に実施されている。今後も実施してまいりたい。

- 8 学校 ISO については、環境問題に対する意識の醸成という理念のみを継承し、無用な負担となっている報告書の提出を廃止すること。

市の施策であり、今後も継続する。事務負担の軽減について考えていく。

- 9 部活動顧問の強制をなくすこと。顧問を断っている教員に対し、「やってもらうしかない」などの圧力をかけないこと。

時間外や休日などの部活動について、十分な配慮をするよう校長会で指導する。併せて、顧問の強要がないよう指導する。

- 10 限定4項目についてすべての教職員に周知すること。

校長会、副校長会、教頭会等で指導していく。

- 11 勤務時間・休憩時間等について、法令に則った労務管理をするよう、管理職を指導すること。また、「適切な配慮」を必ず行うよう指導すること。

そのように指導している。「適切な配慮」についても指導している。

- 1 2 学校の施設管理責任は管理職にあることを明示すること。また校舎の施設を日直に委嘱するのであれば、必ず勤務時間内に設定するよう、管理職を指導すること。

学校管理規則に則って管理するよう、管理職を指導していく。

- 1 3 修学旅行等、限定4項目に規定されている勤務時間の割り振りは、半日勤務日などを設け、その週内に取らせるよう管理職を指導すること。

教育委員会規則の下、4週間の期間で行っている。

全：振替や割振変更は「疲れをとるため」のものであるとともに、週の労働時間は38時間45分までと定められている。4週間というのはあくまで「学校事情によりどうしても取れなかった場合」と理解しているが、それでよいか。

市：それでよい。

- 1 4 職務に関して生じた賠償については国賠法1条1項で対応すること。

それぞれのケースによって、各種法令に基づき対応する。

全：交渉において県教委は「国賠法1条1項で対応する」と明言した。市も同様の対応になるはずだと思うが、それでよいか。

市：それでよい。

- 1 5 美術室等、必要箇所にエアコンを設置すること。

美術室・技術室には設置が必要と考えて、予算要求している。予算が通れば、R7～8年度の2ヶ年で設置していく。

- 1 6 異動に際しては、本人と合意するよう、早い時期から十分協議すること。

ヒアリングを丁寧に行うよう指導している。

- 1 7 人事個票に、本人の意に反する記述の強要や誘導が行われないようにすること。「この内容では受け取れない」等の書き直しをさせないこと。

書き直しを強要しないよう指導している。

II 児童生徒の教育条件に関すること

- 1 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒のための人員を、各校に配置すること。

市でできることはやっている。

- 2 通級指導教室に希望する児童生徒がすぐに通級できる体制を構築すること。

尾島小に通級教室を新設した。

- 3 教職員の未配置が起こらないよう、指導主事の派遣も含め市教委が責任をもって、具体的な措置を講じること。

非常勤を増やし、市でできる対策をしている。県に要望している。

- 4 理不尽な校則や、学校スタンダードによる管理・統制をやめること。

生徒を中心とした校則見直しなどを行っている。

※実態としては、大人が決めた枠の中で「話し合いのようなもの」をして、「自分たちで自分たちを抑制する仕組み」を作ることになると思われます。子どもたちに自由闊達に意見を述べさせ、大人として受け入れるべきでないものは「受け入れられない」と、根拠を示して対等に話し合う、本当の民主主義に近づけていきたいものです。

- 5 学校施設の設置や修理に際しては、子どもたちにとって最善の利益となるよう、現場の教職員や児童生徒の意見を参考にすること。

学校からの申し出に応じて対応している。

※校長がビビって忖度せずにきちんと要求することが大切です。

Ⅲ その他

- 1 日本国憲法、子どもの権利条約を遵守し、教職員の人権、児童生徒の人権を尊重した学校運営を行うこと。
- 2 組合との交渉は結論ありきの対応ではなく、労使対等の立場で労働条件の改善について誠実に話し合うこと。
- 3 6月11日に提出した「太田市における休日の部活動の地域移行実施計画に関する質問書」に回答すること。

1 2 に関しては当然のことです。

しかし、実態はどうでしょうか。

これらは「要求」というより「確認」事項ですが、常に確認し続けることが必要です。

3については、「実施計画自体がまだ検討中」ということです。検討中のものをあたかも決定事項のように公表していることが問題です。というか、**全群教が違法性を指摘しなければ、決定事項として当然のように命じたはず**です。

以上